

## 横浜市困難を抱える若者の就労訓練協力団体等表彰要綱

制 定 平成 24 年 3 月 5 日 こ青育第 922 号(こども青少年局長決裁)

最近改正 令和 5 年 10 月 17 日 こ青育第 555 号(こども青少年局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、困難を抱える若者の自立支援を目的として、就労訓練を行う団体等の表彰について必要な事項を定める。

(対象団体等)

第 2 条 この要綱によって表彰を受けることができる団体等とは、困難を抱える若者に対して、年 5 日以上継続して就労訓練を実施する市内又は市外の企業、団体若しくは個人事業主とする。

(表彰の基準)

第 3 条 次の各号の一に該当する団体等に対し、表彰を行う。

- (1) 局長は、3 年間連続して困難を抱える若者の就労訓練を実施した団体等を表彰する。
- (2) 市長は、5 年間連続して困難を抱える若者の就労訓練を実施した団体等を表彰する。
- (3) 市長は、前号の規定により表彰した団体等のうちから、10 年間連続して困難を抱える若者の就労訓練を実施した団体等を表彰する。ただし、前号の規定による表彰を受けてから 10 年間で就労訓練を 5 年間実施し、通算 10 年となった団体等も表彰対象とすることができる。
- (4) その他、災害発生等のやむを得ない事情により、前第 1 号から第 3 号に該当しなかった団体等について、団体等の困難を抱える若者の就労訓練の実施状況が、各号のいずれかと同等と市長が認める団体等についても、各号に準じる団体等として表彰することができる。

(表彰の除外)

第 4 条 次の各号の一に該当する場合については、表彰の対象から除くものとする。

- (1) この要綱に規定する同一種類の表彰を既に受賞した団体等
- (2) 国又は地方公共団体の委託若しくは補助を受けて実施する就労訓練
- (3) 国又は他の地方公共団体が設置する施設の管理業務において実施する就労訓練
- (4) 代表者又は役員が、以下の項目に該当する団体等
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている団体等

- (7) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納している団体等
- 2 その他表彰することが不相当と認められる団体等

(事務局)

第5条 表彰に関する事務は、こども青少年局青少年育成課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。